

## 報告事項②

### 令和8年度農水産業協同組合貯金保険機構業務運営方針(案)

施行 令和8年3月〇日 8貯第〇〇号

農水産業協同組合貯金保険機構中期業務目標(令和8～10年度)  
4.に基づき、令和8年度農水産業協同組合貯金保険機構業務運営方針を以下のとおり定める。

#### 1. 事前準備の態勢強化

##### (1) タイムラインマニュアルの再構築

令和7年度に農水産業協同組合貯金保険機構(以下「貯金保険機構」という。)での整理を完了した「資金援助方式」のタイムラインマニュアルについて、外部有識者の意見を聴くとともに、関係機関と共有し、妥当性の検証や残された課題の解消を行う。

「保険金支払方式」、「金融危機対応」及び「秩序ある処理」のタイムラインマニュアルについては、貯金保険機構での整理を完了する。

##### (2) 管理人業務の手引きの拡充

管理人業務の手引きについて、「資金援助方式」のタイムラインマニュアルの整備で解消した課題等を反映させつつ、最新の内容にアップデートする。

併せて、現地調査や有識者へのヒアリング等により、総合事業体である農協・漁協の信用事業以外の事業特性の把握・整理を完了する。

##### (3) 情報収集・分析の強化

経済や金融情勢の変化が農水産業協同組合(以下「組合」という。)の経営に与える影響について、情報収集し、必要に応じて有識者の知見を活用しつつ、調査・分析を行う。

#### (4) 貯金者データ整備の水準向上

令和9年度末までに要検証率ゼロを目指す「重点取組」において、整備水準の全体的な底上げを図るため、

- ① 全国説明会では、作業手順を見える化した「優先検証パターン」の指導を徹底する
- ② 要検証件数の多い県域等での説明会では、当該地域の整備状況の分析結果を踏まえた具体的な課題解消方法の助言を行う
- ③ 特に整備の遅れた組合に対し、立入検査・資料徴求を実施し、実態を踏まえた整備上の助言を行う
- ④ ①～③を通じて把握した不備事例の改善のポイントを全国展開するとともに、進捗状況に応じて「指導対象県域等」及び「優先検証パターン」をアップデートすること等を通じて、効率的な整備の加速を促す。

## 2. 人材の確保・育成

### (1) 人材の安定的な確保

民間企業も活用した採用手段の多様化や、在宅勤務の利用機会等の拡充による職場環境の整備などを通じ、人材の安定的な確保に取り組む。

### (2) 体系的な研修・訓練を通じた人材の育成とノウハウ継承

破綻処理に関するタイムラインマニュアルに基づく訓練のほか、破綻処理実務経験者や有識者を講師とする研修の実施などにより、体系的に人材の育成とノウハウ継承を図る。

## 3. 業務運営の効率化等

### (1) システムの拡充・強化

システム基盤のクラウド移行を踏まえ、より高度なシステムの管理・運営を図るため、ポートフォリオ・マネジメント・オフィス(PMO)の導入・活用を図り、的確なシステム戦略の策

定やシステム調達管理などを通じ、基幹システムなどの機能の拡充・強化や品質向上を図る。

## (2) 新技術の活用

AI利用のガイドラインを作成し、その積極的な活用を図るとともに、安全な双方向でのデータ授受の仕組みを確立することなどにより、業務運営の効率化に取り組む。

## (3) 情報セキュリティの強化

情報セキュリティ対策や個人情報保護に万全を期すため、外部の専門機関による監査に的確に対応するとともに、新たに設置した最高情報セキュリティアドバイザーの活用を促進しつつ、情報セキュリティに関する施策を計画的に充実する。

## 4. 関係機関との連携強化

破綻処理や貯金者データ整備などに的確に対応するため、様々な場면을捉えて、行政庁や系統機関との連携の強化を図る。

## 5. 東日本大震災に関する特例業務への対応

支援先の多くが返済期限を迎える中、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の出資者として適切に対応するため、決算や事業者への支援状況等の的確な把握等に取り組む。

## 6. 調査・研究等

### (1) 調査・研究及び国際協力の推進

業務の的確な運営や国際協力に資するため、国内外の預貯金保険制度などに関する動向を踏まえた調査・研究や国際機関によるサーベイへの協力を推進する。

### (2) 責任準備金の管理

責任準備金の積立目標(付保貯金額の0.7%)の達成に向けて着実な積立てを行う。

また、運用に関しては、金融情勢の動向も踏まえながら、厳格な内部統制の下で、流動性・安全性及び収益性のバランスを勘案した適正かつ効率的な資産運用を行う。

(3) 情報発信の充実

貯金保険制度の内容・動向や貯金保険機構の活動を貯金者及び組合に向けて適時に広報するため、利用者の利便性に配慮しつつ、分かりやすく・使いやすいホームページを構築する。

(4) 執務参考資料の保存

過去の破綻処理に関するノウハウを風化させないようにするため、資料のアーカイブ化を行う。

附 則

この業務運営方針は、令和8年4月1日から適用する。

## 貯金保険機構令和7年度業務運営方針の実績評価

令和7年度業務運営方針に記載された各項目	主な実績及び評価	今後の方向性
<b>1. より適切な破綻処理スキームの確立、系統機関等との連携を重視した破綻処理態勢の整備・強化</b>		
<p>(1)マニュアル類の再構築 タイムラインマニュアル、同注釈集、書式・様式例を一新し、未経験でも実践的に活用できるマニュアル類を再構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「資金援助方式」について、機構内整理を完了した。</li> <li>・「保険金支払方式」、「金融危機対応」、「秩序ある処理」については、タイムラインマニュアルへの書き出しを完了し、マニュアル類の再構築を推進した。</li> <li>・行政庁、系統上部機関それぞれに対し、各々の役割を中心に説明する破綻処理実務研修会を開催し、マニュアルの作成や事前準備を働きかけた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先行している「資金援助方式」について、外部有識者や関係機関による妥当性の検証と、残りの課題の解消を進め、完成度を高めていく。</li> <li>・「保険金支払方式」、「金融危機対応」、「秩序ある処理」について、順次、機構内整理を完了させる。</li> <li>・注釈集、書式・様式例についても、整備を継続し、整理を完了させる必要がある。</li> </ul>
<p>(2)研修・訓練の体系化 全職員が体系的に破綻処理に必要な知識・経験の習得が可能となるようなカリキュラムを作成・実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマを限定したこれまでの研修・訓練から、破綻処理全体の流れなどを計画的に研修・訓練するよう、「研修・訓練の体系化の方針」を策定した。</li> <li>・令和7年度は、配布した「資金援助方式」タイムラインマニュアルを使用し、初回の研修、訓練を実施した。</li> <li>・新たに過去の破綻処理実務経験者の講演会を開催し、参加者の破綻処理実務への理解をより深めることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「研修・訓練の体系化の方針」を具体化し、研修・訓練計画を策定する。</li> <li>・タイムラインマニュアル等に基づき、一連の破綻処理に係る研修・訓練を実施する。</li> <li>・その際に、破綻処理経験者や有識者を招いた講演を継続して実施し、破綻処理未経験の機構職員、行政・系統の担当者であっても、実践的に破綻処理実務を担えるようにする。</li> <li>・これまで研修等を実施していない他の3方式についても、順次、研修・訓練を実施することで、機構職員の破綻処理に関する知識、習熟度を高めていく必要がある。</li> </ul>
<p>(3)知識・経験水準の効果測定の見える化 研修・訓練の実施が職員の知識・経験のレベルアップに着実につながるように、習熟度を確認するための測定手法を確立する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修・訓練の体系化と統合して、「研修・訓練計画の体系化の方針」を策定した。</li> <li>・研修・訓練を実施した後に、振り返り(今後検討すべき課題の発掘)と理解度確認のためのテストを実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振り返りと理解度確認のためのテストを継続実施し、人材を着実に育成していく必要がある。</li> </ul>

令和7年度業務運営方針に記載された各項目	主な実績及び評価	今後の方向性
<b>2. 貯金者データ整備の取組強化</b>		
<p>(1)「重点対応」の創設 「要整備率」が高く、ゼロに至るまで時間を要すると見込まれる農水産業協同組合(以下「組合」という。)に対して、指導と立入検査を連携させた「重点対応」を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「重点対応」の考え方を抜本的に見直し。</li> <li>・「優先検証パターン」を組合に示した上で、迅速かつ計画的な取組を要請。</li> <li>・全国説明会に加え、整備が遅れた県域等を対象に説明会を実施。</li> <li>・整備が遅れた県域等の中で、特に整備が遅れた組合に対し、立入検査・資料徴求を実施。</li> <li>・行政庁・系統と連携して、組合の取組状況の進捗管理・指導等を実施。</li>   <li>・説明会等実施状況</li> <li>◎全国説明会(優先検証パターンを中心に説明) 【農漁協系統向け、行政庁向け、系統指導機関向け】 10月～12月</li> <li>◎県域等説明会(組合別の特徴を含めて説明) 12月～3月</li>   <li>【農漁系統】 大阪府、石川県、長野県、長崎県、新潟県、山梨県</li> <li>【漁協系統】 九州信漁連</li>   <li>◎立入検査 県域等説明会実施後、2組合に実施</li>   <li>◎資料徴求 県域等説明会実施後、1組合に実施</li> </ul>	<p>・令和7年度から開始した重点取組を引き続き継続していく必要がある。</p>
<p>(2)要整備指標の一本化 検証条件の最適化と整備の必要性を示す指標を「要整備率」に一本化した新たなシステムを配布し、組合が自ら精度の高い整備を行える環境を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備指標の一本化及びこれまでの整備実態を踏まえ検証条件を最適化した新たなシステム(貯金者データ検証支援システム)の開発により、組合のデータ整備環境の向上を図った。</li> <li>・当該システムは3月に配布し、操作説明等に関する組合担当者向け全国説明会を3月に開催した。</li> </ul>	<p>・貯金者データ検証支援システムを活用した具体的な整備手順に関するマニュアルの作成・配布。全国説明会を開催し、マニュアルを用いて整備方法の普及・浸透を図る必要がある。</p>
<p>(3)整備手順の見える化 組合が「要整備率」を確実にかつ効率的に低減するためのルール、作業手順等を文書に明確化し、組合の指導に活用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な整備を図るためのルールや作業手順を、見える化した「優先検証パターン」を作成し、周知した。</li> <li>・上記「優先検証パターン」の取組状況を自己点検するための「チェックリスト」を作成し、周知した。</li> </ul>	<p>・重点取組(説明会・立入検査・資料徴求)を通じて把握した不備事例の改善ポイントを取りまとめることや、当該取りまとめに併せて「優先検証パターン」のアップデートを図る必要がある。</p>

令和7年度業務運営方針に記載された各項目	主な実績及び評価	今後の方向性
<b>3. 責任準備金の新たな積立目標の達成等</b>		
<p>(1) 新たな目標の達成に向けた責任準備金の積立て本年4月から新たに適用されることとなった保険料率の下、組合から適切に保険料を徴収し、責任準備金の新たな積立目標の達成を目指す。</p>	<p>・当年度保険料(4,642百万円)の適切な徴収を通じ、新たな積立目標の達成に向け、責任準備金の着実な積立てを行った。</p>	<p>・引き続き、保険料を適切に徴収し、責任準備金の積立目標達成に向けて、着実な積立てを行う必要がある。</p>
<p>(2) 責任準備金積立目標の達成状況の検証新たに導入した責任準備金積立目標(付保貯金額の0.7%)について、達成状況を検証する。</p>	<p>・組合等の調査結果を基に推計される付保貯金額(推定付保貯金額)を算出し、責任準備金の積立目標の状況を確認した。</p>	<p>・引き続き、推定付保貯金額の動向を注視する必要がある。</p>
<b>4. 貯金保険制度の検討に資するための調査・研究等</b>		
<p>「事前準備」の一環として、国内外の預貯金保険制度やその運用に関する調査・分析等を行い、活用する。</p>	<p>・過去の破綻処理事案に関する現地調査を実施(5月28日)し、当時の担当者から管理を命ずる処分発令から清算完了までの間の実務上の経験や課題などを詳しく聴き取り、マニュアル等の再構築に役立てることができた。</p>	<p>・引き続き、預貯金保険などに関する内外の動向を注視し、情報収集に務めるとともに、調査・分析結果をマニュアルの再構築等に活用していく必要がある。</p>

令和7年度業務運営方針に記載された各項目	主な実績及び評価	今後の方向性
<b>5. 基幹システムの充実・強化と情報セキュリティの強化</b>		
(1) システム基盤のクラウド化への円滑な移行、各種システムの安定稼働及び必要な整備・改善を実施する。	・システム基盤のクラウド移行を実施した結果、運用の効率化(費用低減)やセキュリティ水準の向上を図ることができた。	・今後も継続してシステム管理や運用を高度化し、破綻処理をはじめとした当機構の各種業務を的確に遂行していく必要がある。
(2) 経済安全保障推進法*1への適切な対応 貯金保険機構の業務は、経済安全保障推進法の「特定社会基盤事業(役務)」として位置付けられていることから、基幹システムの環境変更等に関し、国による事前審査等に的確に対応する。	・基幹システムのクラウド化に伴う環境変更の際し、事前審査に必要な導入計画書等を的確に準備・提出し、遅滞なく導入の承認を得ることができた。 また、基幹システムの維持管理に係る保守に関する導入計画書等にも適切に対応した。	・今後も経済安全保障の観点から、基幹システムの環境変更や維持管理に関する事前審査に適切に対応していく必要がある。
(3) 最高情報セキュリティアドバイザーの導入による対策強化 新たに最高情報セキュリティアドバイザーを導入し、政府による情報セキュリティ対策基準の改定も踏まえた情報セキュリティ対策の強化を図る。	・最高情報セキュリティアドバイザーを設置し、政府統一基準の改定も踏まえた情報セキュリティ関連規程の改正サポートを受けたほか、研修の実施や情報セキュリティ関連情報の提供等により、情報セキュリティ対策の高度化を図ることができた。	・今後も継続して情報セキュリティの高度化や個人情報の保護を強化し、破綻処理をはじめとした当機構の各種業務を的確に遂行していく必要がある。
(4) マイナンバー法*2活用の可能性検討 系統組織におけるマイナンバー法への対応状況(マイナンバーの利用拡大)を注視し、必要に応じ破綻処理業務における活用などの措置を検討する。	・マイナンバー法改正により、保険金支払等の事務にマイナンバーの活用が可能になったことから、預金保険機構との情報交換を踏まえ、基本的な事務フローをまとめ、今後の基幹システムの開発につなげることができた。	・マイナンバーを活用した保険金支払等の事務を円滑にシステム化するため、要件定義やシステム設計などに計画的かつ的確に対応する必要がある。
<p>*1 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律</p> <p>*2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p>		

令和7年度業務運営方針に記載された各項目	主な実績及び評価	今後の方向性
<b>6. 貯金保険制度と貯金保険機構の業務に関する広報</b>		
貯金保険制度の内容・動向や貯金保険機構の活動を、適時かつ幅広く広報すべくホームページの充実を行う。また、来年度に向け、ホームページの構成を見直す。	・ホームページの構成及び掲載情報の見直し内容について、有識者を交えた検討・論点整理を行い、ホームページのバージョンアップのための準備を整えた。	・貯金者や組合など利用者の利便性向上に配慮しつつ、貯金保険制度の内容・動向や貯金保険機構の活動の適時かつ幅広い広報のあり方を検討し、引き続きホームページを充実等をさせる必要がある。
<b>7. 責任準備金見合資産の安全かつ効率的な運用・管理</b>		
厳格な内部統制の下で、金融環境の状況も踏まえながら、流動性・安全性及び収益性のバランスを勘案した適正かつ効率的な資産運用を行う。	・世界の金融経済動向、特に日本の金融政策動向を注視しつつ、短期資産を重視した運用を実施した結果、期末時点での短期資産の残高が約2,300億円、債券の残高が約2,600億円となる見込みであり、流動性・安全性及び収益性のバランスに配慮された資産構成だと評価できる。	・厳格な内部統制の下で、内外の金融経済動向を注視しつつ、流動性・安全性及び収益性の観点から、引き続きバランスの取れた資産運用を目指す必要がある。
<b>8. 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に係る業務への対応</b>		
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の決算状況・事業者への支援状況等を把握し、出資者として適切に対応する。	・出資者として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の第14期定時株主総会(7年6月)への出席に当たり、事前に決算状況や事業者支援状況を確認し、適切に対応した。	・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づく貯金保険機構の特例業務については、支援先の多くが返済期限を迎える状況を踏まえ、適切に対応する必要がある。

令和7年度業務運営方針に記載された各項目	主な実績及び評価	今後の方向性
<b>9. 貯金保険機構の業務におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</b>		
引き続き、業務の効率化・合理化等に資するDX(デジタルトランスフォーメーション)の導入を調査、検討する。	・機構システム基盤のクラウド移行を実施した結果、システム運用の安全性、効率性が向上するとともに、機構事務所外から機構ネットワークへアクセスするためのネットワーク設備を設け、多様な働き方に対応できる環境を整備した。	・AIの活用を含め、今後も不断にデジタル化を通じた機構業務の効率化・合理化を図るための検討を行い、各部署におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進していく必要がある。